

議案第 7 号

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例の制定について

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 24 年 2 月 15 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例

(川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第 1 条 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例（昭和 46 年川崎市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号中「第 5 条第 12 項」を「第 5 条第 11 項」に改め、同条第 3 号中「第 5 条第 14 項」を「第 5 条第 13 項」に改め、同条第 4 号中「第 5 条第 9 項」を「第 5 条第 8 項」に改め、同条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、同条第 5 号中「第 5 条第 18 項」を「第 5 条第 17 項」に、「相談支援」を「特定相談支援事業」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 法第 5 条第 17 項に規定する一般相談支援事業（以下「一般相談支援事業」という。）に関すること（柿生学園に限る。）。

第 6 条の 4 中「（くさぶえの家にあっては、第 2 号を除く。）」を削り、

同条第1号中「第3号」を「第4号」に改め、「（法附則第22条第3項の規定により法第19条第1項に規定する支給決定を受けたものとみなされる法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者（以下「特定旧法受給者」という。）を含む。）」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 法第5条第22項に規定する地域相談支援給付決定障害者（以下「地域相談支援給付決定障害者」という。）（柿生学園に限る。）

第6条の4第3号中「第32条第1項」を「第51条の17第1項」に、「計画作成対象障害者等」を「計画相談支援対象障害者等」に改める。

第6条の4の2第1項中「第32条第1項」を「第51条の14第1項に規定する指定地域相談支援（以下「指定地域相談支援」という。）、法第51条の17第2項」に、「指定相談支援」を「指定計画相談支援」に改め、同条第2項第1号中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に改め、同項第2号中「第32条第2項」を「第51条の14第3項」に改め、同項第3号中「附則第22条第4項」を「第51条の17第2項」に改め、「別に」を削り、同条第3項中「指定相談支援」を「指定計画相談支援」に改め、同条第4項第1号中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に改め、同項第2号中「第32条第2項」を「第51条の17第2項」に改め、同項第3号を削り、第4号を第3号とする。

第7条第2号中「第5条第16項」を「第5条第15項」に改め、同条第3号中「相談支援」を「特定相談支援事業」に改める。

第8条第1号中「（特定旧法受給者を含む。）」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 計画相談支援対象障害者等

第8条の2第1項中「指定相談支援」を「指定計画相談支援」に改め、同条第2項第1号中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に改め、

同項第2号中「第32条第2項」を「第51条の17第2項」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第13条第4号中「法第5条第17項に規定する」を削る。

第15条第2号中「法第51条の17第1項に規定する」を削る。

第15条の2第1項中「法第51条の17第2項に規定する」及び「（第15条の4第1項において「指定計画相談支援」という。）」を削る。

第18条の2第2項第1号中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に改める。

第20条中「第5条第23項」を「第5条第27項」に改める。

第22条の4第2号中「相談支援」を「特定相談支援事業」に改める。

第22条の6第2号を次のように改める。

(2) 計画相談支援対象障害者等

第22条の6の2第1項中「指定相談支援」を「指定計画相談支援」に改め、同条第2項第1号中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に改め、同項第2号中「第32条第2項」を「第51条の17第2項」に改める。

第22条の8第5号中「相談支援」を「一般相談支援事業」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 特定相談支援事業に関すること。

第22条の10第1号中「（特定旧法受給者を含む。）」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 地域相談支援給付決定障害者

第22条の10中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 計画相談支援対象障害者等

第22条の14第1項中「又は指定相談支援」を「、指定地域相談支援又は指定計画相談支援」に改め、同条第2項第1号中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に改め、同項第2号中「第32条第2項」を「第51条の14第3項」に改め、同項第3号中「附則第22条第4項」を「第51条の17第2項」に改め、「別に」を削る。

第22条の16第1号中「第5条第11項」を「第5条第10項」に改め、同条第2号中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改め、同条第3号中「相談支援」を「一般相談支援事業」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 特定相談支援事業に関すること。

第22条の20第2号を次のように改める。

(2) 地域相談支援給付決定障害者

第22条の20中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 計画相談支援対象障害者等

第22条の21第1項中「又は指定相談支援」を「、指定地域相談支援又は指定計画相談支援」に改め、同条第2項第1号中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に改め、同項第2号中「第32条第2項」を「第51条の14第3項」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額

第22条の31第2項第1号中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に改める。

第27条の4第2号中「精神保健福祉法第50条に規定する精神障害者社

会適応訓練事業その他の」を「精神障害者に対する」に改める。

第27条の8第3号中「相談支援」を「一般相談支援事業」に改め、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号中「第5条第22項」を「第5条第26項」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 特定相談支援事業に関すること。

第27条の9第2号を次のように改める。

(2) 地域相談支援給付決定障害者

第27条の9中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 計画相談支援対象障害者等

第27条の9の2第1項中「又は指定相談支援」を「、指定地域相談支援又は指定計画相談支援」に改め、同条第2項第1号中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に改め、同項第2号中「第32条第2項」を「第51条の14第3項」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額

第28条の2第1号中「第5条第15項」を「第5条第14項」に改める。

第28条の9第2項及び第43条第2項第1号中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に改める。

第46条第1号及び第49条中「相談支援」を「特定相談支援事業」に改める。

第51条第1号を次のように改める。

(1) 計画相談支援対象障害者等

第53条第1項中「指定相談支援」を「指定計画相談支援」に改め、同条

第2項中「第32条第2項」を「第51条の17第2項」に改める。

第2条 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を次のように改正する。

第10条第5号中「及び第13条第5号」を「、第13条第5号及び第15条の4第1項」に改める。

第12条の4第1項中「第15条の2第1項」の次に「及び第15条の4第1項」を加える。

第14条中「川崎市川崎区日進町5番地1」を「川崎市川崎区中島3丁目3番1号」に改める。

第14条の2の次に次の4条を加える。

(指定管理者)

第14条の3 市長は、法人であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）に南部地域療育センターの管理を行わせる。

(1) 南部地域療育センターの管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。

(2) 事業計画書の内容が、南部地域療育センターの効用を最大限に發揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容に沿った南部地域療育センターの管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条の4 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、

南部地域療育センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条の5 指定管理者は、南部地域療育センターの管理のために必要な業務を行わなければならない。

(利用時間及び休所日)

第14条の6 南部地域療育センターの利用時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。

利用時間	午前8時30分から午後5時まで
休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

第15条中「各号」の次に「（南部地域療育センターにあっては第4号を、北部地域療育センターにあっては第5号を除く。）」を加え、同条第4号中「その他」を「前3号に定めるもののほか、」に、「地域療育センター」を「北部地域療育センター」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 第1号から第3号までに定めるもののほか、指定管理者が南部地域療育センターの利用を認めた者

第15条の2第1項中「地域療育センター」を「北部地域療育センター」に改める。

第15条の3の次に次の2条を加える。

(利用料金)

第15条の4 南部地域療育センターにおいて指定通所支援、肢体不自由児通所医療、指定障害児相談支援、指定計画相談支援又は障害児等医療支援

を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。

- (1) 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額
- (2) 児童福祉法第24条の26第2項及び法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額
- (3) 食事の提供に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額
- (4) 健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額

3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第15条の5 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。

第16条中「地域療育センター」を「北部地域療育センター」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、南部地域療育センターの利用を拒むことができる。

- (1) 利用料金を滞納したとき。
- (2) 管理上特に支障があると認めるとき。

(川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（平成23年川崎市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち第2章第11節の次に1節を加える改正規定中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に改める。

第2条のうち第27条の8の改正規定中「第3号とする。」を「第3号とし、第6号を第4号とする。」に改める。

第2条のうち第27条の9の改正規定中「第3号とする。」を「第3号とし、第5号を第4号とする。」に改める。

第2条のうち第27条の9の2第1項の改正規定中「指定障害福祉サービス又は」を「指定障害福祉サービス、」に、「次に掲げる額を合計した額」を「法第32条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額」に改め、同項各号」を「第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条の規定は平成24年4月1日から、第2条中第14条の2の次に4条を加える改正規定（第14条の3（指定管理者に南部地域療育センターの管理を行わせる部分を除く。）に係る部分に限る。）並びに第3条及び附則第3項の規定は公布の日から施行する。

(川崎市福祉センタ一条例の一部改正)

2 川崎市福祉センタ一条例（昭和49年川崎市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第4条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第5条第4号を削り、同条第5号中「前条第1項第6号」を「前条第1項第5号」に改め、同号を同条第4号とする。

(川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する

条例の一部改正)

3 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する

条例（平成23年川崎市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち第2章第4節の改正規定中「法第5条第17項に規定する」、
「（第13条第4号において「特定相談支援事業」という。）」、「法第5
1条の17第1項に規定する」及び「（第15条第2号において「計画相談
支援対象障害者等」という。）」を削り、「法第51条の17第2項に規定
する指定計画相談支援（第15条の2第1項において「指定計画相談支援」
といふ。）」を「指定計画相談支援」に改める。

第2条のうち第13条第4号の改正規定中「及び「法第5条第17項に規
定する」」を削る。

第2条のうち第15条第2号の改正規定中「及び「法第51条の17第1
項に規定する」」を削る。

参考資料

制定要旨

南部地域療育センターを移転し、当該施設の管理を指定管理者に行わせ、及
び利用料金制を導入すること、障害者自立支援法の一部改正に伴い、柿生学園
等で特定相談支援事業又は一般相談支援事業を行うこととすること等のため、
この条例を制定するものである。